

宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会育成部会会議録

1 日 時

令和6年9月5日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

3 出席委員

- ・ 坂口真理子委員（会長）
- ・ 菊池陽子委員
- ・ 佐竹孝喜委員
- ・ 照井貴広委員
- ・ 土井賢亮委員

4 傍聴人

なし

5 概 要

別紙のとおり

別 紙

1 開 会【司会：青少年育成班長】

7名中5名の委員が出席し、委員の半数以上を占めることから、宮城県社会福祉審議会条例第9条第2項の規定により、会議が成立していることを報告。

2 審議【議長：会長】

(1) 審議要領の説明

事務局から審議要領について説明。

(2) 審議対象

本年8月21日及び8月27日に、仙台市、利府町に所在する書店及びコンビニエンスストアで購入した諮問図書7冊。

(3) 審議

前記審議対象について、宮城県知事から宮城県社会福祉審議会委員長宛に青少年健全育成条例に基づく有害図書類の個別指定に係る諮問がなされたことから、答申のため、各委員が諮問図書7冊をそれぞれ閲覧の上、描写内容等の確認を行い、審議を実施した。

(4) 閲覧結果

各委員が、諮問図書7冊を閲覧し、描写内容について確認した結果、全会一致で指定可の意見となった。

(5) 意見等

【坂口会長】 個別指定の対象ということで、知事が指定して、青少年への販売等が禁止される、という流れになりますが、具体的にどのページがどの要件に該当するかという細かいところまで出した上で禁止等をするのですか。

【事務局】 個別指定に関しましては、当該図書には青少年にとって有害な部分が含まれるということでお示しするのですが、具体的に何ページ目が該当する、というかたちではお示ししておりません。

【坂口会長】 分かりました。それでは本部会で検討した箇所の一つ一つを提示するものではないということでしょうか。

【事務局】 はい。「青少年にとって有害な内容が含まれますので、当該図書を販売する際には区分陳列をする等してください。」等とお示ししております。

(6) 審議結果

審議対象となった諮問図書7冊の全てが、全会一致で個別指定可の答申となった。

3 情報提供

(1) 情報提供

事務局から、警察庁統計資料「少年からのシグナル（令和6年版）」について報告した。

(2) 意見等

なし

4 閉会